

## 定例会における代表・一般質問時間（令和4年第1回定例会以降）

### 1 代表・一般質問

・会議規則第9条（会議の時間） 会議時間は午後1時から午後5時

初日の質問時間	240 分	－	30 分	=	210 分
2日目の質問時間	240 分	－	60 分	=	180 分
			合計		390 分

① 初日は交渉会派の代表質問とする。

自民党議員団	210 分	×	11 人	／	29 人	=	80 分
みなと政策会議	210 分	×	10 人	／	29 人	=	72 分
公明党議員団	210 分	×	5 人	／	29 人	=	36 分
共産党議員団	210 分	×	3 人	／	29 人	=	22 分
			合計				210 分

② 2日目は交渉会派の一般質問終了後一人会派の質問とする。

自民党議員団	180 分	×	11 人	／	34 人	=	58 分
みなと政策会議	180 分	×	10 人	／	34 人	=	53 分
公明党議員団	180 分	×	5 人	／	34 人	=	26 分
共産党議員団	180 分	×	3 人	／	34 人	=	16 分
都民ファーストの会	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
街づくりミナト	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
スマイル党	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
虚偽報道に負けない会	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
日本維新の会	180 分	×	1 人	／	34 人	=	5 分
			合計				178 分

● 会派持ち時間（上限） 代表質問＋一般質問＋再質問（質問のみ、答弁は含まず）

自民党議員団	138 分	※交渉会派の代表・一般質問時間の割振りは会派に委ねる。 ※代表・一般質問の順序は、会派の所属議員数が多い順に行う。 ※同数会派の場合は、当該会派の協議により順序を決定する。 ※一人会派は第2回定例会から翌年の第1回定例会まで繰越することができる。（年間20分）
みなと政策会議	125 分	
公明党議員団	62 分	
共産党議員団	38 分	
都民ファーストの会	5 分	
街づくりミナト	5 分	
スマイル党	5 分	
虚偽報道に負けない会	5 分	
日本維新の会	5 分	
合計	388 分	